

令和7年度岡山市選挙啓発動画コンクール募集要綱

1 趣旨

若者が自由な感性で作成した選挙啓発動画により、同年代の若者への効果的な投票の呼びかけを図るとともに、未来の日本を担う若者の選挙・政治への関心を高めるため選挙の啓発動画を募集するものです。

2 主催

岡山市・区選挙管理委員会

3 募集期間

令和7年11月14日(金)から令和8年1月30日(金)まで

郵便での応募の場合は、最終日の消印が有効になります。

持参での応募の場合は、令和8年1月30日(金)の午後5時15分までです。

電子メールで応募する場合は、令和8年1月29日(木)の午後5時15分までに「応募用紙」を電子メールで送信し、ファイル転送システム「PrimeDrive」で令和8年1月30日(金)の午後11時59分までに動画ファイルをアップロードしてください。

4 応募資格

岡山市内の高等学校・大学・専修学校・特別支援学校（高等部に限る）に通学している生徒・学生の個人又はグループ

グループで応募する場合は、個人では応募できません。

※グループ・個人いずれも1作品まで応募可能

5 募集作品

(1) テーマ

「若者が選挙に関心を持ち、投票に行きたくなる動画」

具体的には、作品を視聴した若者（10～20代）が選挙に対する意識を高め、選挙に行くきっかけとなる内容の作品を募集します。

(2) 時間

30秒以内

(3) 応募規格

①実写、CG、アニメ、静止画編集等は問いません。

②動画ファイルの形式は、MP4 または MOV とします。

③画面解像度は1280×720ピクセル以上とします。

④画面横縦比は16:9（横向き）とします。

6 投票箱等の貸出し

動画制作に必要な場合は、次の選挙器材等を貸出します。

- (1) 投票箱
- (2) 投票記載台
- (3) 投票用紙（模擬）

貸出しを希望される場合は、岡山市選挙管理委員会事務局（電話：086-803-1545）まで、お問い合わせください。

7 応募方法

下記の応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、以下のとおり提出してください。

(1) 郵送又は持参する場合

動画ファイルを CD-R 又は DVD-R に保存の上、「応募用紙」を添えて、応募先へ郵送又は持参してください。また、ディスクの表面には「学校名、グループ名（個人の場合は氏名）、動画時間」を明記してください。

なお、提出された CD-R 又は DVD-R は返却いたしません。

(2) 電子メールで応募する場合

「応募用紙」のみ電子メールで送信してください。

応募受付後、電子メールで動画ファイルの送信方法（ファイル転送システム「PrimeDrive」を使用）をお伝えしますので、動画ファイルをアップロードしてください。

<応募用メールアドレス>senkankeihatsu@city.okayama.jp

【応募用紙】

岡山市のウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000076217.html>

【応募先】

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

岡山市選挙管理委員会事務局（岡山市役所本庁舎 9 階）

※持参する場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間にお越しください。

電話：086-803-1545

8 審査・結果発表

(1) 審査

審査会において審査を行った上で、以下のとおり選定します。

最優秀賞 1 作品（賞品 Amazon ギフト券 5 万円相当）

優秀賞 1 作品（賞品 Amazon ギフト券 3 万円相当）

参加賞 応募者全員（グループの場合は代表者のみ）

(2) 選定基準

次の項目において審査を行います。

- ①興味関心を引く内容であるか。
- ②若者の選挙意識向上に資する内容であるか。
- ③広く理解しやすい内容か。
- ④独自性があるか。

(3) 結果発表の時期

令和 8 年 2 月下旬頃、インターネット等で発表します。

9 留意事項

(1) 以下の作品は審査対象外とします。

- ①公職選挙法等の法令に抵触するもの
- ②公序良俗に反するもの
- ③商行為、営利活動を主目的とするもの
- ④政治・宗教・個人的な思想信条等について、特定の主義主張をするもの
- ⑤第三者を誹謗、中傷、批判、差別し、人権を侵害する、またはそのおそれがあるもの
- ⑥個人情報及びプライバシーを侵害する、またはそのおそれがあるもの
- ⑦その他テーマにふさわしくない表現が含まれているもの

(2) 応募作品の内容は、特定の候補者、政党等を連想させる内容は避け、併せて政治的中立性に配慮してください。また、人物が出演する場合は、公職の候補者や政党等の関係者でない者としてください。

(3) 応募作品に関するすべての著作物が、制作者、並びにその関係者以外の第三者の権利を侵害していないものとしてください。

(4) 応募作品の権利が複数にわたる場合は、代表者にその権利が帰属するまたは代表者が権利処理を行えるものとしてください。

(5) 既成のキャラクターやシナリオ、音楽などを使用する場合は、応募者の責任で予め著作権を有する原作者や作曲家などの使用承諾を得てください。

(6) 著作権フリー素材を使用する場合は、各素材の使用規約に従ってください。

(7) 万一、第三者から権利侵害や損害賠償を主張された場合、主催者は一切責任を負いません。

(8) 応募作品の著作権は、原則として応募者に帰属します。但し、主催者及び主催者が

認める者は、選挙啓発を目的として、応募作品を永続的に無償で使用すること、また応募作品を再編集して使用できるものとします（応募作品を受け付けした時点で、翻案権・複製権・上映権・送信可能化権・公衆送信権の行使などを許諾したものとします）。

(9) 上記(8)の条件は、応募作品の著作権やパブリシティー権（放映権や出版権など）、二次著作権（翻案権）が第三者に移転した場合にも継承されることとします。

このため、応募者は応募作品を第三者に有償・無償の別を問わず譲渡、若しくは、貸与する場合には、応募者の責任において第三者との間でこの旨の事項を盛り込んだ契約を締結してください。

(10) 応募作品は、過去に他のコンクールに応募した作品も応募可能ですが、受賞・入賞した作品や営利目的で既に商品化、販売されている作品は応募できません。

(11) 岡山市から有償委託されている場合や補助金を受けて制作した作品は応募できません。

(12) 応募された応募作品及び応募用紙は返却できません。また、作品の制作や応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

(13) 未成年者が応募する場合、親権者又は保護者の方の了解を得てください。

(14) 写真を使用する場合などにおける肖像の利用については、あらかじめ被写体（未成年の場合はその保護者）から了解を得てください。

(15) 投票率や金額等は、参考にした図書の書名やホームページのURLアドレス等の出典情報を作品内に記載してください。

(16) 屋内外で撮影するときは、撮影の許可を得てから、撮影してください。

(17) 撮影の際に、店舗名や製品名が写らないように注意してください。

9 その他

(1) 応募者の個人情報、本事業の実施・運営のために利用するほか、主催者に関する各種情報提供の目的にのみ利用します。

(2) 本要綱に記載されていない事項については、主催者が決定・実施します。

(3) 動画内で選挙に関する名称や任期を表示又は読み上げる際は、次の表記を使用してください。

- ・投票箱（とうひょうばこ）
- ・投票用紙（とうひょうようし）
- ・投票所（とうひょうじょ）
- ・投票記載台（とうひょうきさいだい）

…投票用紙に記入するときに使用する台です。

隣の人から見えないように仕切りがついています。

立候補している候補者の氏名や政党等の名称を書いた紙を貼ることもできます。

- ・期日前投票（きじつぜんとうひょう）

…投票日に仕事や旅行などの予定があつて投票に行けない場合、投票日の前に投票できる制度です。

- ・投票所入場券（とうひょうじょにゅうじょうけん）

…選挙があるとき、有権者の世帯に郵便で届きます。

ひとつの封筒に、世帯の有権者全員の投票所入場券がまとめて入っています。

投票日時、投票所の地図、期日前投票ができる場所などが書かれています。

投票に行くときは、本人の投票所入場券を持参します。

- ・選挙公報（せんきょこうほう）

…候補者や政党等の政見などが書かれた新聞紙のような紙で、選挙があるときに発行されます。

- ・投票所来場カード（とうひょうじょらいじょうカード）

…投票所で、記念に持ち帰ることができます。

- ・任期（にんき）

衆議院議員…4年

参議院議員…6年

岡山県知事…4年

岡山県議会議員…4年

岡山市長…4年

岡山市議会議員…4年